

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略] (着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略] (着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>																								
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 1048 469 1093">航空機</th><th data-bbox="469 1048 580 1093">期 間</th><th data-bbox="580 1048 767 1093">額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="145 1093 767 1144">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1144 469 2011">2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの</td><td data-bbox="469 1144 580 2011">[略]</td><td data-bbox="580 1144 767 2011"></td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="145 2011 767 2054">[略]</td></tr></tbody></table>	航空機	期 間	額	[略]			2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの	[略]		[略]			<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 1048 1155 1093">航空機</th><th data-bbox="1155 1048 1267 1093">期 間</th><th data-bbox="1267 1048 1453 1093">額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3" data-bbox="831 1093 1453 1144">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1144 1155 2011">2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（<u>新規路線にあつては、路線を定めた日の翌日</u>）から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの</td><td data-bbox="1155 1144 1267 2011">[略]</td><td data-bbox="1267 1144 1453 2011"></td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="831 2011 1453 2054">[略]</td></tr></tbody></table>	航空機	期 間	額	[略]			2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（ <u>新規路線にあつては、路線を定めた日の翌日</u> ）から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの	[略]		[略]		
航空機	期 間	額																							
[略]																									
2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの	[略]																								
[略]																									
航空機	期 間	額																							
[略]																									
2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（ <u>新規路線にあつては、路線を定めた日の翌日</u> ）から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの	[略]																								
[略]																									

3 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。